

青森県報

号外第六十九号

平成二十年
七月十八日
(金曜日)

目次

告示

青森県保健医療計画の変更…………… (医務業務課) …… 1

告示

青森県告示第五百四十七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六の規定により、青森県保健医療計画を次のとおり変更したので、同法第三十条の四第十一項の規定により公示する。
なお、変更後の青森県保健医療計画は、青森県健康福祉部医療業務課及び各地域県民会の地域健康福祉部の保健総局に掲載し、一般の閲覧に供する。

平成二十年七月十八日

青森県知事 三 村 申 郎

青森県保健医療計画の変更内容

青森県保健医療計画を下記のとおり変更した。
また、県内二次保健医療圏毎に定めている地域保健医療計画を廃止した。

第1 青森県保健医療計画の内容

第1編 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画作成の趣旨

医療計画制度の見直しは、限られた医療資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療を実現するために、地域の医療機能の適切な分化・連携を進め、切れ目のない医療が受けられるような体制を各地域に構築するとともに、どの医療機関でどのような医療が提供されるのか、患者や地域住民に、わかりやすく伝えるなど情報提供の推進を図ることをねらいとしたものであり、この制度見直しを受け、青森県における今後の保健医療提供体制のあるべき姿を求め、計画を見直すこととし、今後の保健・医療提供体制の充実を図るものです。

2 計画見直しの要点

第5次医療法改正による医療計画制度見直しの3つの課題や本県が重点的に進めている取組みの状況を踏まえ、次の点を中心に計画を見直しました。
(医療計画制度見直しの3つの課題)

- 1) 病床数の量的管理から質を評価する医療計画の作成
- 2) 住民・患者に分かりやすい医療計画の作成
- 3) 数値目標を示し、評価できる医療計画の作成
- 4 疾病5 事業の医療連携体制の構築に向けて重点的に見直しました。
本県が推進している包括ケアについて記述しました。
医療機能情報の提供方法を盛り込みました。
医師確保対策について詳細に盛り込みました。
保健、医療分野の繋がりを踏まえた構成としました。
各施策について取組みを担う主体を明確にしました。

3 計画の位置付け

本計画は、医療法第30条の4第1項において都道府県が定めるものとされている「医療計画」であり、「健康あおもり21」、「青森県がん対策推進計画」、「青森県結核予防計画」、「あおもり高齢者すこやか自立プラン」、「青森県地域ケア体制整備構想」、「青森県障害福祉計画」、「わくわくあおもり子育てプラン」及び「青森県医療費適正化計画」等の各種計画と整合性をもった本県の保健医療に関する基本計画です。

新しい青森県づくりの基本計画「生活創造推進プラン」において、青森県がめざす将来像として掲げる「生活創造社会」（暮らしやすさでは、ど

こにも負けない地域づくりをめざすこと)の実現に向けて、保健医療分野における取組みを具体的に推進するための計画の一つとして位置付けるものです。

県のほか、県民、保健・医療機関、関係団体、市町村等の参画と協働のもと、それぞれの役割に応じて主体的に保健・医療分野の取組みを進めるための基本指針としての性格を併せ持つものです。

4 計画の期間

この計画は、平成20年(2008年)度を初年度とし24年(2012年)度までの5年間を計画期間とします。ただし、基準病床数については、平成21年(2009年)度までを計画期間とします。

また、策定後において保健医療環境及び社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じ見直します。

5 計画の基本方針

主要課題を受け、「生活創造推進プラン」の目指す生活創造社会の実現に向けて、次の事項を基本方針とし、その推進を図ります。

かかりつけ医から地域の中核的病院等に至る各医療提供施設間の機能分担と連携を推進し、在宅医療をはじめ、高度・専門医療に渡る、各種ニーズに応じた質の高い、かつ効率的な医療を県民に提供する体系的な医療体制の整備を図ります。

保健・医療・福祉サービスを利用者本位の視点で適時適切に一体的に提供する「保健・医療・福祉包括ケア」の推進について、市町村の取組を促進するとともに、広域的な連携の強化と充実を図ります。

保健・医療・福祉に関する正確で詳しく、ニーズの高い情報をわかりやすく提供する体制の整備を図ることにより、県民や患者、関係者が必要な情報を容易に得られる体制の構築を図ります。

県民の健康の保持に向けて特に広範かつ継続的な医療の提供が必要な脳卒中などの生活習慣病や、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療や周産期医療などの事業について、切れ目のない医療の提供を実現するため、保健医療連携体制の構築を図ります。

県民が質の高い生活を送ることができるよう、精神、結核・感染症など各種疾病等における正しい知識の普及や相談体制の整備、専門医療の提供など、保健医療対策の推進を図ります。

県民の安全と生活を守るため、安心して医療を受けられる医療安全対策の取組を促進するとともに、健康危機を未然に防止し、また、健康危機が発生した場合においても迅速かつ的確な行動をとることができるよう各種対策の推進を図ります。

平均寿命の向上や自殺者の減少をはじめ、県民が質の高い生活を送ることができるよう、健康づくり運動の推進のほか、母子保健福祉対策、成人・老人保健福祉対策、障害保健福祉対策など各分野における保健・福祉の総合的な取組を推進します。

医師や看護師をはじめとする保健医療従事者の養成確保対策を積極的に推進し、必要とされる保健医療従事者の確保と資質の向上を図ります。

第2編 各論

各論各章の項目と施策の方向は次のとおりです。

第1章 質の高い保健・医療・福祉サービス提供のための取組み

第1節 機能分担と連携による体系的な医療体制の整備

1 プライマリ・ケアの普及・充実

2 二次医療の確保・充実
中核病院の維持・充実
医療機関の連携強化の推進
地域の医療機能を踏まえた診療機能の整備
患者・家族教育の推進

3 三次医療の確保・充実

特殊・高度専門医療の整備・充実
医療機関の連携強化の推進
4 公立病院等の役割の検証と再編成の推進
国立等の病院に求められる高度・特殊医療を担う医療機関としての機能充実

5 多様な役割分担・連携の推進

県立病院の役割の明確化と診療機能の充実
自治体病院の適切な役割分担と医療ネットワークの構築
施設間の機能分担とより緊密な連携の推進
地域医療支援病院の整備促進
医薬分業の推進

第2節 保健・医療・福祉包括ケアの推進

1 保健・医療・福祉包括ケアの推進

包括ケアシステム自己評価手法の普及
地域リハビリテーション、地域連携バスなどの広域的な取組みの推進
予防を重視した包括ケアの推進

2 地域連携バスの定着

保健・医療・福祉のサービスが切れ目なく、かつ効率的に提供される疾病別の地域連携体制づくりの推進

3 地域リハビリテーション支援体制づくりの推進

地域リハビリテーション事業の充実強化
心身障害児者に対する総合的リハビリテーションシステムの確立

第3節 保健・医療・福祉の情報提供の推進

1 医療機能情報提供制度

医療を受ける者に対する必要な医療機能情報提供の推進

2 疾病事業ごとの各医療機能を担う医療機関の情報

医療連携体制の構築に必要な医療機能を担う医療機関の把握
医療連携体制の構築に必要な医療機能を担う医療機関名の公表

3 保健・医療・福祉の情報提供

県民が活用できるように提供している情報
保健・医療・福祉関係者間で活用している情報システム

第2章 生活習慣病や救急医療等に係る保健医療体制の構築

第1節 がん対策

がんの予防と早期発見

集学的治療（手術療法、放射線療法、化学療法を組み合わせた治療）が実施可能な体制

治療の初期段階から緩和ケアを実施する体制の整備

地域連携・支援を通じたがん診療水準の向上

がん医療に関する相談支援及び情報提供

がん登録の充実

第2節 脳卒中対策

発症後、速やかな搬送と専門的な診療が可能な体制

進行度に応じたリハビリテーションが可能な体制

在宅療養が可能な体制

県民への啓発事業

第3節 急性心筋梗塞対策

発症後、速やかな救命処置及び搬送が可能な体制の構築
発症後、速やかな治療開始が可能な体制の構築
再発を予防するための体制の構築

（発症及び再発予防のための）県民への普及啓発

第4節 糖尿病対策

健康づくり対策

患者の症状に応じた適切な医療が提供される体制の構築

患者の治療中断の防止対策

第5節 救急医療対策

病院前救護体制の充実

初期救急医療の整備

入院救急医療の確保

救命期医療の整備

救命期後医療の整備

広域災害・救急医療情報システムの活用

第6節 災害医療対策

基幹災害拠点病院・地域災害拠点病院

応援派遣

健康管理

緊急被ばく医療体制

第7節 周産期医療対策

青森県周産期医療システムの推進

将来にわたる周産期医療提供体制の維持・充実

県民の不安・負担の軽減

第8節 小児医療対策（小児救急を含む）

保護者に対し健康相談等の支援を行う体制の構築

病状に応じた小児医療が提供できる体制の構築

重症度に応じた小児救急医療が提供できる体制の構築

第9節 へき地医療対策

へき地勤務医師の確保
へき地医療の確保

診療支援

第10節 在宅医療対策

在宅医療は、居宅等の生活の場で、必要な医療に加え、必要な介護が提供されるための、医療と介護の連携も求められます。

各種疾病対策等における在宅医療の位置付け、地域ケア整備構想における今後の療養型病床の見込み等を踏まえながら、在宅医療に関する目標、施策の方向性等を協議・検討する場を設け、計画の見直しに際して新たに盛り込んでいくこととしています。

第3章 各種疾病等における保健医療対策の推進

第1節 精神保健医療対策

障害者に対する正しい理解の普及啓発

相談支援体制の構築

こころの健康づくりの推進

うつ病対策の推進

患者の人権を尊重した適正・適切な医療の確保及び療養環境の改善

精神科医療に係る機能の充実と連携

精神科救急医療システムの整備・維持

精神障害者の退院の促進

医療観察法における対象者の社会復帰に向けた支援

老人性認知症患者に対する保健・医療・福祉サービスの向上

第2節 感染症対策

1 感染症予防対策

新しい時代の感染症対策の構築

感染症の発生の予防・まん延防止に備えた事前対応型の対策の充実

医療の提供体制・人材の養成等の対策の推進

感染症に関する正しい知識の普及

2 結核予防対策

総合的かつ計画的な結核対策の推進

正しい知識の普及啓発

患者の早期発見

患者支援

患者の家族、接触者からの新たな患者発生の防止

関係機関との連携、協力体制の充実

医療従事者への情報提供

3 エイズ対策

正しい知識の普及啓発

相談・検査体制の充実

専門的知識を有する医師等の人材養成と医療従事者等の資質の向上

医療機関における患者・感染者の受入体制の充実

4 肝炎対策

インターフェロン治療の医療費助成

緊急肝炎検査の実施（平成20年度単年度事業）

保健所における肝炎検査・相談の実施

5 感染症医療体制（感染症・結核・エイズ）

感染症指定医療機関の整備・充実

結核病床の確保及び結核医療の充実

エイズ治療拠点病院の診療体制の充実及び医療従事者の資質の向上

第3節 歯科保健医療対策

1 歯科保健対策

8020運動推進のための歯の健康づくりの実践

幼児のむし歯予防対策の推進

児童生徒のむし歯・歯周疾患の予防対策の推進

成人のむし歯や歯周疾患の予防対策の推進

要介護高齢者や障害児者の歯科保健対策の推進

2 歯科医療体制

地域における歯科医療体制の整備

第4節 その他の保健医療対策

1 臓器移植及び造血幹細胞移植

臓器移植に関する普及啓発

移植医療実施のためのネットワークの充実

骨髄バンク登録希望者拡充のための普及啓発

臓器移植及び造血幹細胞移植の推進を図るための民間活動の醸成
本県における臍帯血移植実施体制の構築方を検討します。

2 難病対策

難病患者・家族への支援の充実
難病患者等の相談体制の充実
在宅療養等の環境整備

3 血液確保対策

献血思想の普及啓発
献血受入体制の整備・拡充
血液製剤の使用適正化

4 医療提供施設の情報化

医療の情報化の推進
電子化された医療情報のセキュリティの徹底

第4章 安全と生活を守る環境づくり

第1節 医療安全対策

- 1 医療サービスの質の向上
医療サービスの質の向上
- 2 医療安全に向けた取組みの推進
医療事故防止体制の強化
医療安全についての相談体制の充実
- 3 院内感染防止に向けた取組みの推進
院内感染防止の徹底
院内感染防止の啓発

第2節 健康危機管理体制の構築

- 1 健康危機管理対策
地域に特徴的な健康危機発生のおそれの把握
種々の事態を想定しての関係機関との連携体制の整備
研修・訓練の充実
医薬品等の備蓄と供給
- 2 医薬品等の安全確保対策
不良・不正な医薬品等の健康被害発生の防止
医薬品等に関する情報提供

備蓄供給体制の充実

3 薬物乱用防止対策

薬物乱用防止活動の強化

医療用麻薬等の取扱施設に対する指導強化

4 食品の安全確保対策

食品の安全性確保対策の充実

食品の安全情報の提供

5 飲用水の衛生確保

「青森県水道整備基本構想」の推進

小規模水道等の管理適正化及び水質検査励行の促進

第5章 各分野における保健・福祉の総合的な推進

第1節 健康づくり運動の推進

健康あおもり21の推進

生活創造推進プランにおける健康づくりの推進

重点課題への取組み（肥満予防対策、喫煙防止対策、自殺予防対策）

医療制度改革における生活習慣病対策の推進

第2節 母子保健福祉の推進

1 母子保健福祉対策

母子保健福祉・医療施策の充実

母子保健の基盤整備

妊娠・出産期等における女性の健康づくり

思春期における保健対策の推進

2 学童・思春期保健対策

適切な生活習慣の確立の促進

学校における健康教育や相談の充実

虐待・いじめや心の健康に関する相談・指導の充実

第3節 成人・老人保健福祉対策

特定健康診査及び特定保健指導の推進

介護保険制度の適正な運営の推進

介護予防と認知症対策の推進

高齢者の社会参加促進

第4節 障害保健福祉対策

障害福祉サービスの提供

障害者の就労支援

指定障害福祉サービス等に従事する人材の確保

適切な医療の確保

指定障害福祉サービスの質の向上

地域生活支援事業

精神障害者保健福祉手帳制度の周知・普及に努め、制度利用者数の拡大を図ります。

第5節 保健福祉施設の機能強化

1 保健所の機能の充実・強化

保健・医療・福祉に関する地域の情報拠点としての機能の強化

地域保健に関する専門的かつ技術的拠点としての機能の強化

健康危機管理体制の拠点としての機能の強化

企画及び調整の機能の強化

2 精神保健福祉センターの機能の充実・強化

精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進

3 市町村保健事業の拠点整備

保健活動の拠点施設を有している市町村に対する機能充実のための支援
関係機関との連携体制の促進

第6章 保健・医療・福祉を担う人材の養成確保と資質の向上

第1節 医師

1 総論

医師確保のためのグランドデザイン（3つの戦略とその考え方）

・優れた医療環境を整える。

・意欲が湧く環境を整える。

・仕組みを整える。

2 医師をはじめとした医療従事者の確保・配置に関する基本方針（目標）
本県医療機関への医師の定着を図り、持続可能な地域医療体制を構築し、
県民の医療に対する安全・安心を向上させます。

第2節 医師以外の保健医療従事者

1 歯科医師

かかりつけ歯科医の推進

歯科医師の資質の向上

2 薬剤師

薬局・医療施設従事薬剤師の確保

薬剤師の資質向上

3 保健師、助産師、看護師等

(1) 保健師

保健師の安定的養成・確保

保健師の資質の向上

(2) 看護師等（助産師、看護師、准看護師）

看護師等の養成確保

看護師等の離職防止、再就業の促進

看護師等の資質向上

4 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成確保

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資質の向上

5 管理栄養士、栄養士

行政管理栄養士・栄養士の配置促進

管理栄養士・栄養士の資質の向上

6 介護サービス従事者

介護サービスの周知と理解

潜在的有資格者等の就業促進

人材養成の推進

7 その他の保健医療従事者

適正な人材の確保